



令和7年8月6日
十日町市企画政策課

75歳以上の高齢者が公共交通に乗車する際の 運賃の一部を助成します

公共交通の利用を促進し、地域にとって必要不可欠な交通手段の維持・確保を図るため、令和7年10月1日から12月31日までの間、75歳以上の高齢者が公共交通に乗車する際の運賃の一部を助成します。

1 助成内容

申請のあった高齢者に対し、公共交通への乗車時に、現金の代わりに使用することができる3,000円分の助成券を交付します。助成券は、令和7年10月1日から12月31日までの間、対象の交通機関において使用することができます。

2 対象者

十日町市に住所を有し、令和7年12月31日時点において満75歳以上の方

3 助成券の使用対象・使用方法

使用対象事業者	使用対象系統・区域	使用方法
アイ・ケーアライアンス(株)	高速バス「十日町＝新潟線」	公共交通乗車時の運賃に対し、現金の代わりに使用
東頸バス(株)	路線バス「松之山温泉＝松代＝十日町線」、「松代＝室野＝豊田線」	
明石交通(株)、(有)東部タクシー、十日町交通(株)、十日町タクシー(株)	各社営業区域内	
市営バス	全系統	
予約型乗合タクシー	全区域	
北越急行(株)	ほくほく線	十日町駅窓口における対象の乗車券購入時に現金の代わりに使用

※越後交通(株)及び南越後観光バス(株)が運行する路線バスの運賃の助成を希望する場合は、助成券の代わりに両社共通の回数券を交付します。

4 申請方法

市報 8 月号に事業内容及び申請書を掲載しますので、令和 7 年 8 月 29 日までに、次のいずれかの方法により申請してください。なお、予算上限に達した場合は、申請の受付を終了します。

- (1) 市報 8 月号に掲載された申請書に必要事項を記入し、企画政策課又は各支所地域振興課へ提出
- (2) 市報 8 月号に掲載された二次元コードから電子申請（代理申請可）

5 その他

助成券又は回数券は、申請内容を審査の上、9 月下旬頃に申請者に郵送します。

■お問合せ先

十日町市総務部企画政策課 企画政策係
担当：茂野克哉 ☎025-757-3193（直通）